

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する
再意見提出者の一覧

—コロナケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定—

（受付順、敬称略）

| 再意見提出者(計1件) | | | |
|-------------|------------|--------|--------|
| 受付 | 意見受付日 | 再意見提出者 | 代表者氏名等 |
| 1 | 平成31年1月18日 | 個人 | — |

再意見書

平成31年1月18日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成30年12月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|--|
| 全般 | <p>「NTT 東日本及びNTT 西日本」での「コロケーションスペース（サーバーの設置の場所）」等の問題点では、「5G（第5世代）」における「MNO（移動体通信事業者）」の問題に関らず、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入により、コロケーションスペースの確保では、期間内の撤去での「インセンティブ（目標達成）」の為では無く、MNO 及び NVNO 等が、搬入した「SIP サーバー（基地局制御サーバー）」及び「ISP サーバー（インターネットサーバー）」等の長期間の設置に対し、総務省側が、監督する事で、法令の厳格な規定を示す為に、企業側に対し、「ペナルティー（罰則）」等のを導入するべきと、私は考えます。具体的には、通信事業者における免許人の企業側が、長期間に対し、SIP サーバー及び ISP サーバーを設置し、放置する事は、問題点が、無いと思いますが、通信障害を起こし、社会に混乱を招く状態で在れば、総務省側が、企業側の通信事業者の免許人に対し、「ペナルティー（罰則）」等での法令を導入する事が、望ましいと考えます。要約すると、古い構造の問題を、放置して来た総務省側にも、半分の責任が、有ると言う事です。</p> |